

気仙沼市立唐桑中学校

同窓会 総会



次 第

- | | | | |
|---|------------------|---|--------|
| 1 | 開会宣言 | 5 | 諸連絡 |
| 2 | 開会の挨拶 | 6 | 校歌斉唱 |
| 3 | 報告 趣旨説明（開催までの経緯） | 7 | 閉会の挨拶 |
| 4 | 協議 第1号議案 会則の改定 | 8 | 閉会宣言 |
| | 第2号議案 会長の選出 | 9 | 片付け・解散 |

期 日 令和6年8月18日（日）
午後3時00分 開会
会 場 気仙沼市立唐桑中学校
所 在 地 988-0541 唐桑町北中130番地

同窓会の歩み

年号	年	月	日	事業等
昭和	32	8	1	同窓会創立総会
		10	28	同窓会記念誌発行
	33	8	23	総会準備会
			29	同窓会総会・演芸会
	34	4	30	在校生に学年別バッチ台布を寄贈（女生徒分）
	35	6	13	在校生に学年別バッチ台布を寄贈（女生徒分）
		9	8	同窓会総会・盆踊り大会
	37	2	28	小太鼓寄贈
		3	19	校長室用花器・茶器寄贈
	38	2	20	役員会
		2	20	楽器寄贈
	40	1	18	屋体落成式
		10	20	唐桑中学校生徒指導公開研究会へ金一封寄贈
	42	9	19	生徒会へ図書寄贈
	43	2	28	旭が丘学園と懇親会
	44	3	10	職員・生徒・野球部へ物品寄贈
	47	3	10	野球部へ物品寄贈
	49	3	10	職員用図書寄贈
	52	6	14	生徒用図書寄贈
	53	3	10	卒業生へリボン寄贈
		10	2	生徒会へトロフィー寄贈
	58	10	2	同窓会総会
	59	3	15	第1回同窓会入会式
		7	20	唐桑中学校旧校舎お別れ会
		9	8	同窓会総会
	60	3	15	第2回同窓会入会式
		6	22	唐桑中学校増改築記念祝賀会
		10	15	同窓会総会・唐桑中学校増改築記念講演会
	61	3	15	第3回同窓会入会式
		10	7	同窓会総会・記念講演会
62	3	16	第4回同窓会入会式	
63	3	15	第5回同窓会入会式	
平成	元	3	14	第6回同窓会入会式
	2	3	13	第7回同窓会入会式
	3	3	12	第8回同窓会入会式
	4	3	13	第9回同窓会入会式
	5	3	12	第10回同窓会入会式

年号	年	月	日	事業等
	5	4	12	校舎新築記念碑除幕式
	6	3	11	第11回同窓会入会式
	7	3	14	第12回同窓会入会式
	8	3	14	第13回同窓会入会式
	9	3	13	第14回同窓会入会式
		7	13	唐桑中学校創立50周年式典記念事業賛助
	10	3	10	第15回同窓会入会式
	11	3	6	第16回同窓会入会式
	12	3	4	第17回同窓会入会式
	13	3	3	第18回同窓会入会式
	14	3	2	第19回同窓会入会式
	15	3	4	第20回同窓会入会式
	16	3	2	第21回同窓会入会式
	17	3	7	第22回同窓会入会式
	18	3	6	第23回同窓会入会式
	19	3	2	第24回同窓会入会式
	20	3	3	第25回同窓会入会式
	21	3	3	第26回同窓会入会式
	22	3	3	第27回同窓会入会式
	23	3	8	第28回同窓会入会式
	24	3	6	第29回同窓会入会式
	25	3	5	第30回同窓会入会式
	26	3	4	第31回同窓会入会式
	27	3	3	第32回同窓会入会式
	28	3	8	第33回同窓会入会式
	29	3	7	第34回同窓会入会式
	30	3	5	第35回同窓会入会式
令和	元	3	5	第36回同窓会入会式
	2	3	5	第37回同窓会入会式
	3	3	5	第38回同窓会入会式
	4	3	2	第39回同窓会入会式
	5	3	6	第40回同窓会入会式
	6	3	2	第41回同窓会入会式
		6	6	同窓会総会準備会
8		18	同窓会総会	

回生 委員名簿（個人情報保護の観点から、当日配布する資料にのみご芳名を記載します）

年度	回生	委 員 名	
昭22	1		
23	2		
24	3		
25	4		
26	5		
27	6		
28	7		
29	8		
30	9		
31	10		
32	11		
33	12		
34	13		
35	14		
36	15		
37	16		
38	17		
39	18		
40	19		
41	20		
42	21		
43	22		
44	23		
45	24		
46	25		
47	26		
48	27		
49	28		
50	29		
51	30		
52	31		
53	32		
54	33		
55	34		
56	35		
57	36		
58	37		
59	38		
60	39		
61	40		
62	41		

年度	回生	委 員 名	
63	42		
平元	43		
2	44		
3	45		
4	46		
5	47		
6	48		
7	49		
8	50		
9	51		
10	52		
11	53		
12	54		
13	55		
14	56		
15	57		
16	58		
17	59		
18	60		
19	61		
20	62		
21	63		
22	64		
23	65		
24	66		
25	67		
26	68		
27	69		
28	70		
29	71		
30	72		
令元	73		
2	74		
3	75		
4	76		
5	77		

唐桑中学校同窓会会則（現行）

第1条(名称) 本会は唐桑中学校同窓会と称し、事務局を同校内に置く。

第2条(目的) 本会は会員の教養を高め、親睦を図り、更に中学校教育に対し積極的に協力することを目的とする。

第3条(会員) 本会の会員は唐桑中学校の卒業生をもって組織する。

第4条(事業) 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員と学校の密接な連絡提携を図る。
- 2 会員の教養を高める事業
- 3 学校行事への積極的な協力
- 4 学校環境整備への積極的な協力
- 5 その他必要と認められる事業

第5条(役員) 本会に次の役員を置く。
会長1名、副会長3名、事務局長1名、庶務2名、会計2名、監事2名、行政区委員各1名、回生委員(各年度2名)

第6条(役員を選出) 役員は総会で選出する。但し、行政区委員は各行政区、回生委員は卒業年度毎に選出する。

第7条(顧問) 本会に顧問を置くことができる。

- 1 中学校職員
- 2 その他役員会で認めたもの

第8条(役員の仕事) 会長は会務を掌り、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。事務局長は庶務、会計を総括する。庶務、

唐桑中学校同窓会会則（改定案）

第1条(名称) 本会は唐桑中学校同窓会と称し、事務局を同校内に置く。

第2条(目的) 本会は会員の教養を高め、親睦を図り、更に中学校教育に対し積極的に協力することを目的とする。

第3条(会員) 本会の会員は唐桑中学校の卒業生をもって組織する。

第4条(事業) 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員と学校の密接な連絡提携を図る。
- 2 会員の教養を高める事業
- 3 学校行事への積極的な協力
- 4 学校環境整備への積極的な協力
- 5 その他必要と認められる事業

第5条(役員) 本会に次の役員を置く。
会長1名、副会長2名、事務局長1名、庶務2名、会計1名、監事2名、回生委員(各年度2名)

第6条(役員を選出) 役員は会長が指名し役員会で承認する。但し、回生委員は卒業年度毎に選出する。

第7条(顧問) 本会に顧問を置くことができる。

- 1 中学校職員
- 2 その他役員会で認めたもの

第8条(役員の仕事) 会長は会務を掌り、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。事務局長は庶務、会計を総括する。庶務、

会計はそれぞれの任務を掌る。監事は会計の監査を行い、行政区委員、回生委員は各種の会議に出席し意見を述べ、任務を遂行する。顧問は本会の諮問に応じる。

第9条(役員の任期) 役員の任期は2ヶ年とし、再任を妨げないものとする。

第10条(総会) 総会は年1回とし、8月に出席者を持って開催する。但し、必要ある場合は、臨時に開催することができる。

2 総会においては、会務の諸報告、事業計画、予算、決算、会則の改正、役員を選出等に関する重要事項を出席者の過半数以上で決める。

第11条(役員会) 役員会は会長必要に応じて招集し、総会に提出する議案並びに会の重要事項を審議する。

第12条(経費) 本会の諸経費は会員より徴収する会費、寄附金および事業収入、その他をもって充当し、会費は一人1,000円とし、卒業の際一度に納入するものとする。

第13条(年度) 本会の会計年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日までとする。

附 則

- ・ 本会則は昭和32年8月11日より施行する。
- ・ 本会則は昭和58年10月2日より施行する。

会計はそれぞれの任務を掌る。監事は会計の監査を行い、回生委員は**役員会の要請を受け**、各種の会議に出席し意見を述べ、任務を遂行する。顧問は本会の諮問に応じる。

第9条(役員の任期) 役員の任期は**1**ヶ年とし、再任を妨げないものとする。

第10条(総会) 総会は**会長が必要に応じて招集し、会員の出席者をもって開催する。なお、総会の議長は会長があたる。**

第11条(役員会) 役員会は**年1回2月に開催し**、会の重要事項を審議する。なお、役員会の議長は会長があたる。

2 役員会においては、会務の諸報告、事業計画、予算、決算、会則の改正、役員を選出等に関する事項の決議は出席者の合議とする。決しない場合、最終の判断は会長が行う。

第12条(経費) 本会の諸経費は会員より徴収する会費、寄附金および事業収入、その他をもって充当し、会費は一人1,000円とし、卒業の際一度に納入するものとする。

第13条(年度) 本会の会計年度は、毎年**4月1日**に始まり、翌年**3月31日**までとする。

(なお、第13条の規定にかかわらず令和6年度の令和6年8月18日から令和7年3月31日までとする。)

附 則

- ・ 本会則は昭和32年8月11日より施行する。
- ・ 本会則は昭和58年10月2日より施行する。
- ・ 本会則は令和6年8月18日より施行する。

役員名簿（個人情報保護の観点から、当日の資料にのみご芳名を記載します）

本部

役 職	氏 名	地 区	回
会 長			
副 会 長			
事務局長			
庶 務			
会 計			
監 事			

行政区

行政区	氏 名	回	行政区	氏 名	回	行政区	氏 名	回
崎浜 1			小鯖 3			舞根 1		
崎浜 2			中 1			舞根 2		
松圃 1			中 2			宿 1		
松圃 2			中 3			宿 2		
中井 1			鮪立 1			宿 3		
中井 2			鮪立 2			石浜 1		
中井 3			鮪立 3			石浜 2		
小鯖 1			鮪立 4			石浜 3		
小鯖 2			鮪立 5					

校歌

作詞 水上 不二
作曲 末広 恭雄

一

黒潮はひびく 視野は果てなし
太平洋 みなぎる力
あがり太陽 気流よ 雲よ
友あり 真理に生くるよろこび
御崎のこの宮 羽ばたくかもめ
唐桑中学 地球は朝なり

二

黒潮はひびく 松はさやけし
太平洋 はぐくむいのち
巨釜半造 しぶきよ岩よ
うるわし リアスの岸に咲く百合
理想のこの旗 あやなす電波
唐桑中学 羅針は光れり

三

黒潮はひびく 風は香ぐわし
太平洋 わきたつしらべ
幸あれ前進 南よ 北よ
栄あれ 世界の海を往くもの
早馬のこの空 輝く未来
唐桑中学 星座ははるけし